

## 近隣県とのインバウンド周遊促進事業業務委託仕様書

### 1 趣旨

インバウンドの誘客促進にむけては広域プロモーションが重要であり、首都圏や訪日外国人旅行者の来訪の多い高山、金沢等の近隣主要観光地との周遊を促進し、富山県への一層のインバウンド誘客を図ることを目的に情報発信を行う。

### 2 委託業務名

近隣県とのインバウンド周遊促進事業業務

### 3 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

### 4 ターゲット市場

欧米豪市場

### 5 業務内容

#### (1) 欧米豪市場に向けた情報発信

欧米豪市場の訪日外国人旅行者に対し、メディアを活用して情報発信を行うこととし、以下を踏まえ、情報発信の媒体や内容等を企画提案において示すこと。

##### ① 情報発信の内容

- ・富山県の認知度向上と誘客促進にむけ、本県の観光の魅力を発信すること。
- ・特に欧米豪市場の訪日外国人旅行者の周遊ルートを意識し、インバウンドの多い首都圏や関西圏、高山、金沢等の近隣主要観光地と本県の周遊を促すために効果的な内容となるようアクセス、近隣主要観光地と比較した中での本県の特色、広域周遊をイメージできる滞在行程等を含めること。

##### ② 掲載媒体

- ・欧米豪市場からの誘客に効果的なメディア（WEBや現地メディア等の媒体）を選定し、選定した媒体を活用して記事掲載すること。

##### ③ 掲載言語

- ・英語、フランス語、スペイン語は必須とし、その他発信可能な言語があれば提案に含めること。なお、必須の掲載言語の中では英語を最も重視する。

##### ④ 掲載本数

- ・2本以上とし、記事1本あたりの文字数（日本語換算）の目安と掲載可能本数を提案すること。

##### ⑤ 掲載期間・時期

- ・令和8年夏以降に掲載すること。記事は可能な限り半永久的に残る形とすることが望ましい。

##### ⑥ その他

- ・発信する情報は外国人目線で分かりやすいものとする。

- ・記事制作にあたり、取材を行うか、既存の情報や素材を活用するかは問わない。なお、取材を行う場合の取材先との調整や、記事制作にあたっての各施設及び関係者への必要な許諾取得等の業務について、県とも調整のうえ実施すること。
- ・広告配信を行うなど、より効果的な発信となるよう努めること。
- ・発信する情報についてネイティブ及びネガティブチェックを行うこと。
- ・発信する情報については、各施設及び富山県に確認を取り、了承を得ること。
- ・記事掲載等の情報発信終了後、掲載媒体に応じて、掲載状況、媒体接触者数（UU数及びPV数）、クリック数、滞在時間等の把握、分析を行うこと。基本指標のほか、記事の内容の伝わり具合を示す指標があれば提案すること。

## （２）動画制作

欧米豪市場の訪日外国人旅行者に対して本県の魅力を発信するための動画を制作するものとし、以下を踏まえ、具体的な内容を企画提案すること。

### ① 動画について

- ・富山県の認知度向上と誘客促進にむけ、本県の観光の魅力を発信するとともに、欧米豪市場に向けて訴求力のある内容とすること。
- ・特に欧米豪市場の訪日外国人旅行者の周遊ルートを意識し、インバウンドの多い首都圏や関西圏、高山、金沢等の近隣主要観光地と本県の周遊を促すために効果的となるよう、アクセスや広域周遊をイメージできる内容を含めること。
- ・制作する動画の長さは原則 90 秒前後とするが、必要に応じて富山県と協議のうえ決定すること。

### ② 用途

- ・海外に向けての各種の情報発信やイベント等のプロモーションにおいて使用できるものとする。
- ・「5 業務内容」の「（１）欧米豪市場に向けた情報発信」において活用可能であれば使用すること。

### ③ 制作の留意点等

- ・新規に撮影するか、既存映像を使用するかは問わない。  
※既存映像を使用する場合は、受託者が所有する映像又は富山県観光公式サイト「とやま観光ナビ」映像ライブラリーの以下の動画の使用を想定すること。  
<https://www.info-toyama.com/videos>
  - ・総集編（3分、1分、3分・テロップ付）
  - ・春の富山、夏の富山、秋の富山、冬の富山
  - ・春の立山、夏の立山、秋の立山、冬の立山
- ・映像制作の過程において、適宜、外国人旅行者やインバウンド誘客に実績を持つ者の意見を聴取し、それらを踏まえて制作を行うこと。
- ・具体的な内容や撮影計画等について、適宜県と協議のうえ進めること。
- ・撮影を行う場合は、周辺の住民や管理者等へ十分に説明を行い、撮影や動画データの公開について理解を得るとともに、必要に応じて許可を取ること。
- ・BGMは映像と調和する効果的なものとする。

- ・原則としてナレーションは不要とする。

#### ④ 動画の規格

- ・解像度は、4 K以上の画質とする。
- ・動画の解像度は、アスペクト比 16:9 の FHD (1920×1080) 相当以上とすること。
- ・動画ファイル形式は、MP 4形式により納品すること。
- ・動画のエンコードに関しては、YouTube 等の動画配信プラットフォームへの掲載を想定すること。

#### ⑤ 納品について

- ・制作した動画は今後のインバウンド向けプロモーションで利用する予定であり、納品後も必要に応じて編集可能なものとする。

### 6 本事業の期待する効果

欧米豪市場に向けた情報発信について、掲載媒体決定後、目標値として、媒体接触者数 (PV 数及び UU 数)、リーチ数等、クリック数の数値を設定する。

### 7 事業の進め方

受託者は、事業の実施にあたって、富山県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、事業の進め方等について、調整や疑義が生じた場合には、その都度、十分に協議をしたうえで実施していくものとする。

### 8 実績報告

委託業務完了時には、下記に掲げるものを富山県へ提出すること

- ・業務完了報告書 (紙媒体 1 部、電子媒体 1 部)
- ・その他富山県が必要と認めた資料等 (紙媒体 1 部、電子媒体 1 部)

### 9 履行期限

令和 9 年 3 月 19 日 (金)

### 10 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする。
- (5) 受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 業務内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って

進めること

- (7) 本事業は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。